

株主各位

石川県白山市宮永市町485番地
オリエンタルチエン工業株式会社
代表取締役社長 西村 武

第103回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第103回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様には、本株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面により事前行使を行っていただきますことをご推奨申し上げます。

書面による議決権の行使は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに当社に到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 石川県白山市宮永市町485番地
当本社会議室
3. 目的事項
報告事項 第103期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
事業報告および計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）
4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.ocm.co.jp/koukoku.html>) に掲載させていただきます。

第103回定時株主総会における新型コロナウイルスによる 感染拡大への対応について

〈株主様へのお願い〉

- ・今回の株主総会につきましても、株主の皆様の健康と安全を第一に考え、**健康状態に関わらず、本株主総会当日のご来場を極力お控えいただきますことをご推奨申し上げます。**
- ・議決権の行使につきましては、**書面による議決権行使が可能ですので、本年も書面による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。**
- ・特にご高齢の方、既往症のある方、体調に不安のある方、妊娠されている方、直近で海外へ渡航された方は、本株主総会へのご出席をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会にご出席を検討されている方は、当日の健康状態に十分にご留意いただき、くれぐれもご無理をされないようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。また、会場受付にアルコール消毒液を配備いたしますので手指消毒にご協力をお願いいたします。

〈弊社の対応〉

- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上マスク着用で対応させていただきます。
- ・会場受付にて検温を実施させていただきます。その際に37.5℃以上の発熱が確認された場合および体調不良と見受けられる場合には、入場をお断りさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・本株主総会においては、開催時間を短縮するため、報告事項等詳細な説明は省略させていただきます。株主の皆様におかれましては、事前に本招集ご通知にお目通しくくださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内において体調が優れないと感じられた方は、遠慮なく運営スタッフにお申し出ください。また、体調が優れないと見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございます。

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

I. 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の普及等、感染拡大防止策を講じた各種施策等の効果により、経済活動が回復に向かうことが期待され、企業の生産活動や設備投資には持直しの動きが見られました。一方、変異株による感染の拡大が懸念され、また、原材料価格・原油価格等の高騰、為替相場の動向、ウクライナ情勢などのリスクもあり、先行きは依然として不透明な状況が継続すると見込まれます。

このような状況下にあつて当社は、市場の多様なニーズへの対応力を高め、受注拡大に向けての製品の差別化や、コスト削減、工場の生産性を高める取組みを継続・強化してまいりました。

新型コロナウイルス感染症対策による訪問営業の自粛等により、十分な営業活動が行えず厳しい状況が継続しましたが、国内外の受注動向に改善の傾向が見られました。

以上の結果、当期における売上高は3,356百万円と前期に比べ427百万円増加（前期比14.6%増加）となり、増収による影響で、営業利益は108百万円（前期比1,194.9%増加）、経常利益は118百万円（前期比629.5%増加）となり、また、投資有価証券評価損を特別損失に計上したことにより、当期純利益は28百万円（前年同期は当期純損失8百万円）となりました。

〔部門別売上高および生産高〕

(単位：百万円)

部 門 別	売上高		生産高	
	金 額	構成比	金 額	構成比
伝動用ローラチェーン	2,003	59.7%	1,868	65.3%
コンベヤチェーン	501	14.9	510	17.8
スプロケット類	306	9.1	286	10.0
そ の 他	546	16.3	195	6.9
合 計	3,356	100.0	2,860	100.0
(うち輸出高)	(590)	(17.6)	—	—

2. 設備投資の状況

当期に実施しました設備投資額は393百万円で、既存設備の更新のための投資が主であります。

3. 資金調達の状況

当期においては、長期借入による590百万円の資金調達を行いました。

4. 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第100期	第101期	第102期	第103期
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	(当事業年度) 2022年3月期
売上高(百万円)	3,580	3,265	2,929	3,356
経常利益(百万円)	124	15	16	118
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	80	△5	△8	28
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	54.86	△3.48	△6.12	20.39
総資産(百万円)	3,771	3,833	3,657	4,109
純資産(百万円)	1,469	1,425	1,396	1,456

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第100期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

5. 対処すべき課題

当社を取り巻く環境につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種対策やワクチンの普及により経済の回復が期待されますが、再拡大の懸念は拭えず、今後の状況によっては再び停滞するリスクがあり、今後も予断を許さない状況がしばらく継続するものと思われまます。一方、受注の回復が見られるものの、原材料・燃料価格等の高騰、急激な円安模様の為替相場の動向、物流状況等、販売には足枷となる要因が多く、当面は厳しい営業活動が継続すると見込まれます。

今後につきましては、計画の諸施策を着実に実行することにより利益を確保できる体質にしつつ、企業価値の向上に取り組んでまいります。

チェーン事業につきましては、当社のナンバーワン、オンリーワン製品による新規顧客の開拓を積極的に推し進め、海外につきましては標準品のみならず、特殊用途チェーンの拡販を引続き図ってまいります。また、スプロケットにつきましては協力工場1社の子会社化を完了させ売上高、利益の増加につなげてまいります。

金属射出成形事業につきましては、難易度が高く国内メーカーでも当社を含めて数社しか採用していない「中空MIM製法」を活用し、特に医療機器業界の高性能な治療機器分野においてシェアの拡大を図ってまいります。

同業他社である大同工業株式会社との間で、産業機械用チェーン及び関連製品の分野における業務提携契約を締結しており、相互製品供給によるラインナップの補完及び拡充、相互生産委託による生産効率の向上、相互技術交流及び協力による技術向上を実現し、売

上規模の拡大、製品品質の更なる向上に向けての取り組みを強化してまいります。

以上のような施策で業績の向上に邁進する所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご鞭撻を賜りますよう切にお願い申し上げます。

6. 重要な親会社および子会社の状況

重要な子会社の状況

名 称	資本金 (千円)	出資 比率	主要な事業内容
徳清澳喜睦链条有限公司	5,873	100.0	各種伝動用ローラチェーンの販売

7. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は以下の製品の製造および販売を行っております。

各種伝動用ローラチェーン

各種コンベヤチェーン

同上用のスプロケットおよびその他の機器類

精密機械器具関連部品

8. 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

本 社 ・ 工 場 石 川 県 白 山 市
東 京 営 業 所 東 京 都 江 東 区
名 古 屋 営 業 所 名 古 屋 市 熱 田 区
大 阪 営 業 所 大 阪 市 西 区
広 島 営 業 所 広 島 市 安 佐 南 区
金 沢 営 業 所 石 川 県 白 山 市

9. 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	1名増	41.9歳	12.8年

(注) 使用人数には、パートタイマーおよびアルバイトは含めておりません。

10. 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借入金残高	
株 式 会 社 北 陸 銀 行	724	百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	307	
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	112	
農 林 中 央 金 庫	90	
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	55	

II. 会社の株式に関する事項

株式の状況（2022年3月31日現在）

- | | |
|---------------|------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 2,500,000株 |
| 2. 発行済株式の総数 | 1,467,233株 |
| うち自己株式 | 80,983株 |
| 3. 株主数 | 1,392名 |
| 4. 大株主（上位10名） | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
樋口尚子	73	5.28
株式会社SBI証券	66	4.78
片山チエン株式会社	64	4.65
株式会社北陸銀行	60	4.34
河野誠	37	2.70
高石文夫	35	2.56
荒井忍	32	2.33
宝天大同	28	2.05
村中利夫	26	1.87
楽天証券株式会社	24	1.74

(注) 持株比率は自己株式（80,983株）を控除して算出し、小数点第3位以下は切り捨てしております。

III. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

IV. 会社役員に関する事項

1. 取締役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	西村武	徳清澳喜陸链条有限公司董事長
取締役	中村智丈	製造部製造管理部長
取締役	吉田一也	営業部長兼東日本エリアマネージャー
取締役	田中祥介	ヒック貿易株式会社代表取締役社長
取締役（監査等委員・常勤）	石尾俊明	
取締役（監査等委員）	米本光男	株式会社ティー・ビー・エス研究所取締役副社長
取締役（監査等委員）	梅林邦彦	梅林邦彦税理士事務所所長 監査法人日本橋事務所社員

- (注) 1. 取締役田中祥介氏ならびに取締役（監査等委員）米本光男氏および梅林邦彦氏は、社外取締役であります。なお、当社は社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）梅林邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、石尾俊明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

2. 取締役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役へ見解を求め、回答を得ております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、社外取締役からの意見が尊重されていることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要は次のとおりです。

①基本報酬に関する方針

株主総会において決議している報酬限度額の範囲内で、固定報酬および賞与として金銭を支給する。

固定報酬は在職中に定期的に支給し、賞与は在職中に単年度の業績等を踏まえて支給の有無を決定する。

②業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は支給しない。

③非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は支給しない。

(2) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長西村武氏に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社の業績等を勘案しつつ、各取締役の役位、職責、担当職務、貢献度等について総合的な判断を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役がその妥当性等について確認しております。

(3) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	21,930 (1,200)	21,930 (1,200)	—	—	4 (1)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	6,360 (4,800)	6,360 (4,800)	—	—	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	28,290 (6,000)	28,290 (6,000)	—	—	7 (3)

(注) 1. 当事業年度末の取締役（監査等委員を除く）は4名（うち社外取締役1名）、取締役（監査等委員）は3名（うち社外取締役2名）であります。

2. 取締役（監査等委員を除く）および取締役（監査等委員）の支給額には、使用人兼務取締役3名の使用人分給与は含まれておりません。

3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬額は、2018年6月29日開催の当

社第99回定時株主総会において、年額70百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は4名であります。

4. 当社取締役（監査等委員）の報酬額は2018年6月29日開催の当社第99回定時株主総会において、年額25百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員を除く）田中祥介氏は、ヒック貿易株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の取引先ですが、当社との取引実績は、当社の決算における売上原価、販売費の0.1%未満であります。
- ・取締役（監査等委員）米本光男氏は、株式会社ティー・ピー・エス研究所の取締役副社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）梅林邦彦氏は、梅林邦彦税理士事務所所長および監査法人日本橋事務所社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	田中 祥介	当事業年度に開催した取締役会6回全てに出席しました。取締役会では、他社において長年経営に携わった経験と知見から経営全般の監視と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	米本 光男	当事業年度に開催した取締役会6回全てに、また、監査等委員会6回全てに出席しました。取締役会では、他社において長年経営に携わった経験と知見から経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、適宜必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	梅林 邦彦	当事業年度に開催した取締役会6回全てに、また、監査等委員会6回全てに出席しました。主に公認会計士としての専門的見地から、経営全般の監督と有効な助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会では、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催の他、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

仰星監査法人

2. 会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の金額	18,000 千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

VI. 会社の体制および方針に関する事項

1. 業務の適正を確保するための体制

当社における取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
- ①企業行動憲章を制定し、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝え、法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
 - ②その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。内部監査員は、管理部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これら活動は定期的に取締役会に報告されるものとする。
 - ③法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として社内の窓口および社外の窓口(弁護士)に直接通報できるコンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役が職務執行したときの意思決定に関する記録・起案書等については、管理責任部門を定め法令および社内規則に基づき作成・保存・管理する。また、保存されている文書は必要に応じて取締役が閲覧可能な状態で維持する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応は管理部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定める。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標および会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。
- (5) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性ならびに監査等委員会からの指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会は、必要に応じその職務を補助すべき使用人を任命し、監査業務に必要な命令を行うことができるものとし、当該使用人はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、部門長等の指揮命令を受けない。また、当該使用人の人事異動、懲戒処分に関しては、事前に監査等委員会の同意を得るものとする。
- (6) 取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行い、また、法令等の違反行為に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況を把握次第、直ちに監査等委員または監査等委員会に対して報告を行う。当社は、

当該報告をしたことを理由として、報告をした者に不利な取扱いを行うことを禁止し、これを取締役（監査等委員である取締役を除く）および使用人に周知徹底する。

- (7) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできないものとする。

- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。

- (9) 反社会的勢力の排除に向けた体制

反社会的勢力に対しては、毅然たる態度で臨み、不当・不正な要求には応じないものとし、一切関係を遮断することを基本方針とする。全役職員に対しては、「企業行動憲章」ならびに「倫理規定」に基づき、これを周知徹底する。また、反社会的勢力に対応する担当部署は管理部とし、警察、顧問弁護士等の外部専門機関からの情報収集に努め、緊密な連携を図るものとする。

- (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の業務の適正を確保するための体制について、内部統制システムの整備および運用状況について、継続的に確認し調査を実施しており、その内容を取締役に報告しております。確認された問題点につきましては、社内規定、業務フローの見直し等是正措置を行い、内部統制の実効性を向上させるように努めております。また、当社の取締役および幹部社員をメンバーとする会議を毎月1回開催し、月次業績の報告を行うとともに、経営上のリスクについても検討しております。

また、内部監査室は独立した観点から内部監査基本計画に基づき年4回の内部統制監査を実施しており、法令・定款および社内規定に違反している事項がないかを検証しております。監査等委員会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、代表取締役、会計監査人、内部監査室との間で意見交換を行い情報交換等を行うことで、業務の執行状況やコンプライアンスについて確認しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分に関する基本方針としては、株主の皆様に対する利益配分を最重要課題と認識し、会社発展のための企業強化に備える内部留保を勘案しつつ、経営状況に応じた利益配分を行ってまいります。しかしながら、当社を取り巻く経営環境は依然として厳しく、当期の配当につきましては、誠に遺憾ながら引き続き無配とさせていただきますことといたしました。

抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期に配当できるように、今後も全社を挙げて一層取組みを強化いたします。

〔ご参考〕 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	2,372,479	流動負債	1,447,983
現金及び預金	389,452	支払手形	493,471
受取手形	287,109	買掛金	178,969
電子記録債権	338,917	短期借入金	190,000
売掛金	505,044	1年内返済予定の長期借入金	247,244
商品及び製品	171,098	未払金	89,908
仕掛品	383,623	未払費用	31,157
原材料	224,753	未払法人税等	51,713
貯蔵品	38,320	契約負債	28,439
前払費用	10,387	賞与引当金	42,183
未収入金	16,850	設備関係支払手形	77,873
その他の流動資産	7,210	その他の流動負債	17,021
貸倒引当金	△290		
固定資産	1,737,505	固定負債	1,205,268
有形固定資産	1,370,343	長期借入金	852,695
建物	382,233	退職給付引当金	306,215
構築物	20,286	役員退職慰労引当金	27,890
機械及び装置	484,392	長期預り保証金	18,467
車両運搬具	4,196		
工具、器具及び備品	38,866	負債合計	2,653,252
土地	339,490		
建設仮勘定	100,878	(純資産の部)	
無形固定資産	35,158	株主資本	1,449,857
電話加入権	1,914	資本金	1,066,950
ソフトウェア	18,064	資本剰余金	168,230
ソフトウェア仮勘定	15,180	資本準備金	168,230
投資その他の資産	332,002	利益剰余金	265,111
投資有価証券	92,113	利益準備金	4,393
関係会社出資金	5,873	その他利益剰余金	260,717
従業員長期貸付金	293	繰越利益剰余金	260,717
長期前払費用	156	自己株式	△50,433
繰延税金資産	106,409	評価・換算差額等	6,875
その他の投資資産	127,157	その他有価証券評価差額金	6,875
		純資産合計	1,456,733
資産合計	4,109,985	負債純資産合計	4,109,985

損益計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		3,356,997
売 上 原 価		2,784,713
売上総利益		572,284
販売費及び一般管理費		464,135
営業利益		108,149
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	2,913	
その他の営業外収益	23,117	26,050
営業外費用		
支払利息	9,492	
その他の営業外費用	6,352	15,844
経常利益		118,354
特別利益		
固定資産売却益	0	0
特別損失		
固定資産廃棄損	201	
投資有価証券評価損	42,436	42,637
税引前当期純利益		75,718
法人税、住民税及び事業税	51,883	
法人税等調整額	△4,431	47,451
当期純利益		28,266

株主資本等変動計算書

〔 2021年4月1日から
2022年3月31日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本 剰余金	利 益 剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	その他 利 益 剰 余 金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	1,066,950	168,230	4,393	234,778	△50,312	1,424,039
会計方針の変更による 累計的影響額				△2,328		△2,328
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,066,950	168,230	4,393	232,450	△50,312	1,421,711
当期変動額						
当期純利益				28,266		28,266
自己株式の取得					△121	△121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	28,266	△121	28,145
当期末残高	1,066,950	168,230	4,393	260,717	△50,433	1,449,857

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合 計	
当期首残高	△27,799	6	△27,793	1,396,246
会計方針の変更による 累計的影響額				△2,328
会計方針の変更を反映した 当期首残高	△27,799	6	△27,793	1,393,918
当期変動額				
当期純利益				28,266
自己株式の取得				△121
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	34,675	△6	34,669	34,669
当期変動額合計	34,675	△6	34,669	62,815
当期末残高	6,875	-	6,875	1,456,733

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

関係会社出資金

原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準 および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準 および評価方法

商品及び製品、仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

一般債権

貸倒実績率法

貸倒懸念債権および
破産更生債権等

財務内容評価法

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備え、その見込額のうち当期の費用とすべき額を計上しております。

- | | |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) 退職給付引当金 | 従業員への退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額に平均残存勤務期間に対応する割引率および昇給率を乗じた額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。 |
| (4) 役員退職慰労引当金 | 役員への退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
なお、2012年6月に役員報酬制度を見直し、2012年7月以降、新規の積立てを停止しております。 |

4. 収益および費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

当社は伝動用ローラチェーン、コンベヤチェーン、スプロケット類、金属射出成形部品等の製造、販売を主な事業としております。これらの製品の販売については、引き渡した時点で顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断しておりますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、国内販売においては、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|-------------------------------------------------------------|
| ① ヘッジ会計の方法 | 為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | |
| a. ヘッジ手段 | 為替予約取引 |
| b. ヘッジ対象 | 外貨建金銭債権および外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 外貨建取引の一部について、為替変動リスクを回避する目的で実需原則に基づき成約時に為替予約取引を行うものとしております。 |
| ④ ヘッジ有効性の評価 | 振当処理によっている為替予約取引については、有効性の評価を省略しております。 |

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、

当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、従来は売上原価、販売費及び一般管理費として計上していた一部の費用、および営業外費用に計上していた売上割引について、当事業年度より顧客に支払われる対価として、売上高から減額しております。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内販売において、出荷時から顧客への製品移転までの期間が通常の間である場合は、出荷時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高は5,675千円増加し、売上原価は6,866千円増加、販売費及び一般管理費が55千円減少し、営業利益が1,135千円減少、経常利益および税引前当期純利益はそれぞれ1,184千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は2,328千円減少しております。

また、前事業年度の貸借対照表において「流動負債」に表示していました「前受金」は、当事業年度より「契約負債」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、独立掲記しておりました「流動負債」の「前受収益」と「預り金」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「流動負債」の「その他」に含めております。

会計上の見積りに関する注記

1. 会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度の計算書類にその金額を計上した項目であって、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、繰延税金資産の回収可能性であります。
2. 当事業年度の計算書類に計上した金額
繰延税金資産 106,409千円

3. 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

繰延税金資産は、将来減算一時差異を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識しております。課税所得が生じる可能性の判断においては、将来獲得し得る課税所得の時期および金額を合理的に見積り、金額を算定しております。新型コロナウイルス感染症による影響については、今後の収束時期等を正確に予測することは困難な状況にあると考えておりますが、ワクチン接種の進展に伴い、2022年3月期以降の一定期間にわたり当該影響が継続し、2023年3月期には以前の状況に戻ると仮定しております。

これらの見積りは将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、実際に生じた時期および金額が見積りと異なった場合、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。また、税制改正により実効税率が変更された場合に、翌事業年度以降の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	5,911,165千円
2. 担保に供している資産	
建物	378,080千円
構築物	20,286千円
機械及び装置	484,392千円
土地	237,525千円
有形固定資産計	1,120,285千円
上記に対応する債務	
長期借入金	1,032,379千円
(うち一年以内の返済予定額)	217,268千円)
3. 営業外受取手形割引高および受取手形裏書譲渡高	
営業外受取手形割引高	48,458千円
受取手形裏書譲渡高	5,015千円
4. 関係会社に対する金銭債権、債務	
短期金銭債務	588千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高 支払手数料等	13,579千円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式および自己株式の種類および総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式 普通株式	1,467,233	—	—	1,467,233
自己株式 普通株式(注)	80,801	182	—	80,983

(注) 自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資有価証券評価損	34,919 千円
退職給付引当金	93,225 千円
役員退職慰労引当金	8,470 千円
たな卸資産評価損	43,529 千円
賞与引当金	12,811 千円
その他	16,902 千円
繰延税金資産小計	209,857 千円
評価性引当額	△99,414 千円
繰延税金資産合計	110,443 千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	4,034 千円
繰延税金負債合計	4,034 千円
繰延税金資産の純額	106,409 千円

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、電子記録債権並びに売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等(貸借対照表計上額2,731千円)および関係会社出資金(貸借対照表計上額5,873千円)は、次表には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、電子記録債権、売掛金、未収入金、支払手形、買掛金、短期借入金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	89,382	89,382	—
(2) 従業員に対する貸付金 (1年以内に回収する予定のものを含む)	613	612	1
(3) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	(1,099,939)	(1,096,851)	3,087

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	89,382	—	—	89,382

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債 (単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
従業員に対する貸付金 (1年以内に回収する予定のものを含む)	—	612	—	612
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	1,096,851	—	1,096,851

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

従業員に対する貸付金

従業員に対する貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	事業セグメント			計
	チェーン事業	金属射出成形事業	不動産賃貸事業	
伝動用ローラチェーン	2,003,373	—	—	2,003,373
コンベヤチェーン	501,185	—	—	501,185
スプロケット類	306,298	—	—	306,298
金属射出成形部品	—	208,983	—	208,983
その他	295,591	—	—	295,591
顧客との契約から生じる収益	3,106,448	208,983	—	3,315,432
その他の収益	—	—	41,565	41,565
外部顧客への売上高	3,106,448	208,983	41,565	3,356,997

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については「個別注記表 重要な会計方針に係る事項に関する注記4. 収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、東京都において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

貸借対照表計上額	時価
298,884	318,821

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当期末の時価は、「不動産鑑定評価書」に基づいた金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,050円	85銭
1株当たり当期純利益	20円	39銭

〔ご参考〕貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

オリエンタルチエン工業株式会社
取締役会 御中

仰 星 監 査 法 人
北 陸 事 務 所
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員
業 務 執 行 社 員

公認会計士 向山 典佐 ㊞

公認会計士 塚崎 俊博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オリエンタルチエン工業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不

確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 騰本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第103期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月31日

オリエンタルチエン工業株式会社 監査等委員会
常勤監査等委員（取締役） 石尾 俊明 ㊟
監査等委員（社外取締役） 米本 光男 ㊟
監査等委員（社外取締役） 梅林 邦彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第15条(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面の交付を請求した株主に対して交付</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>〈新 設〉</p>	<p>する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条</u> <u>変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> <u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u> <u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取
役を除く。以下、本議案において同じ）4名全員が任期満了となり
ます。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものでありま
す。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	にしむら たけし 西村 武 (1939年11月15日生)	1962年3月 当社 入社 1983年6月 当社 管理部長 1983年9月 当社 取締役管理部長 1990年9月 当社 常務取締役 1997年6月 当社 専務取締役 2002年6月 当社 代表取締役社長(現任) 2012年2月 徳清澳喜睦链条有限公司董事長(現任) 2012年3月 セー万年筆株式会社 社外監査役	15,314株

2	なかむら ともたけ 中村 智丈 (1967年2月6日生)	1989年4月 当社 入社 2002年3月 当社 営業部名古屋営業所長 2005年4月 当社 営業部大阪営業所長 2013年4月 当社 製造部製造管理マネージャー 2019年6月 当社 取締役製造部製造管理マネージャー 2020年8月 当社 取締役製造部製造管理部長(現任)	902株
3	よしだ かずや 吉田 一也 (1975年6月26日生)	1997年4月 当社 入社 2017年4月 当社 営業部東京営業所長 2020年1月 当社 営業部長兼東京営業所長 2021年6月 当社 取締役営業部長兼東京営業所長 2021年7月 当社 取締役営業部長兼東日本エリアマネージャー(現任)	971株
4	たなか よしゆき 田中 祥介 (1947年11月7日生)	1966年3月 当社 入社 1984年8月 ヒック貿易株式会社 入社 1999年4月 ヒック貿易株式会社取締役営業部長 2003年4月 ヒック貿易株式会社代表取締役社長(現任) 2012年6月 当社 監査役 2018年6月 当社 取締役監査等委員 2020年6月 当社 取締役(現任)	—

- (注) 1. 田中祥介氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき、同氏を独立役員として同証券取引所に届け出ております。なお、同氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、同氏は当社の取引先であるヒック貿易株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社は同社からチェーン部品を継続的に購入しておりますが、取引実績は当社の決算における売上原価、販売費の0.1%未満であります。その他の各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 田中祥介氏は、当社における2年間の監査等委員である取締役経験ならびに代表取締役としての企業統括経験に基づき、経営全般の監督と有効な助言をいただけることを期待し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に当社の使用人であったことがあります。また、同氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役3名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
1	いしお としあき 石尾 俊明 (1963年5月13日生)	1986年4月 当社 入社 2004年7月 当社 生産技術部品質保証グループリーダー 2011年4月 当社 品質保証室長 2019年6月 当社 取締役品質保証室長 2020年6月 当社 取締役監査等委員(現任)	1,002株
2	よねもと みつお 米本 光男 (1939年3月18日生)	1995年7月 株式会社ティール・エス研究所取締役副社長(現任) 1998年9月 船井電機株式会社社外取締役 2009年3月 セー万年筆株式会社社外取締役 2012年6月 当社 監査役 2018年6月 当社 取締役監査等委員(現任)	—

3	うめばやし くにひこ 梅 林 邦 彦 (1953年1月17日生)	1978年10月 監査法人日本橋事務所入所 1982年3月 公認会計士登録 2000年8月 監査法人日本橋事務所代表社員 2007年9月 監査法人日本橋事務所統括代表社員 2018年6月 当社 取締役監査等委員(現任) 2018年9月 梅林邦彦税理士事務所所長(現任) 2020年4月 監査法人日本橋事務所社員(現任)	—
---	----------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 米本光男氏および梅林邦彦氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は株式会社東京証券取引所の定めに基づき、両氏を独立役員として同証券取引所に届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 米本光男氏は、当社における監査役経験ならびに企業経営者としての豊富な経験および幅広い知見を有しており、監査等委員として経営全般の監視と有効な助言をいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の社外取締役(監査等委員) 就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 梅林邦彦氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見および豊富な経験を有し、監査等委員として客観的立場から有効な助言をいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。
同氏は直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。なお、同氏の社外取締役(監査等委員) 就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

以 上

第 103 回定時株主総会会場案内図

会場 石川県白山市宮永市町 485 番地

当 本 社 会 議 室

電話 (076)276-1155(代表)



ORIENTAL CHAIN MFG.CO.,LTD.